

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料等条例（昭和31年岩手県条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(使用料等)</p> <p>第2条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号以外の使用料等 <u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）の規定により定められた診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の額の範囲内で知事が定める額</p> | <p>(使用料等)</p> <p>第2条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前2号以外の使用料等 <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）の規定により定められた診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の額の範囲内で知事が定める額</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。